



島根県報

平成25年2月8日（金）

号外第11号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

第3期島根県総合防災情報システム開発整備・運用保守業務に係る事業予定者を（消 防 防 災 課） 2
決定するための提案競技の実施

公 告

第3期島根県総合防災情報システム開発整備・運用保守業務に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成25年 2 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

第3期島根県総合防災情報システム開発整備・運用保守業務

(2) 仕様

「第3期島根県総合防災情報システム開発整備・運用保守業務提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算額（消費税及び地方消費税を含む）

開発整備費 150,000,000円

運用保守費 211,965,000円

合計 361,965,000円

（運用保守費の内訳）

平成25年11月1日～平成26年3月31日 16,305,000円

平成26年4月1日～平成27年3月31日 39,132,000円

平成27年4月1日～平成28年3月31日 39,132,000円

平成28年4月1日～平成29年3月31日 39,132,000円

平成29年4月1日～平成30年3月31日 39,132,000円

平成30年4月1日～平成31年3月31日 39,132,000円

なお、平成24年度 2 月補正予算及び平成25年度当初予算において予算措置がなされた場合に限り、予算の範囲内で契約を行う。

(4) 納入期限、運用保守業務期間

開発整備 平成25年10月31日まで

運用保守 平成25年11月1日から平成31年3月31日まで

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税を滞納していない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 共同企業体の構成員でないこと。

キ ISO9001の認証を受けた者であること。

ク 実質的営業年数が5年以上であること。

ケ 平成19年度以降において、以下のいずれかの防災関係システムの開発整備（2,500万円以上）を受注・完成し、その後、当該システムの運用保守業務を受託して適切に完了した実績（運用保守期間中にある場合は、完成したシステムの運用保守業務を受託した実績）を有すること。

なお、防災関係システムとは次のいずれかに該当すること。

(7) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2又は第15条に規定する予報又は警報について、気象庁との専用回線により電子的に情報を受信し、情報の処理を行う情報処理システム

(4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条に規定する被害状況等をシステムに入力することにより、複数の異なる機関で情報共有が行える情報処理システム

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(4) 企業体の名称

(7) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合（分担施工方式（乙型）の共同企業体にあつては、「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(ク) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(7) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること（分担施工方式（乙型）の共同企業体にあつては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）。

ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のキ、ク及びケに該当すること。

オ 共同企業体の代表構成員は、実質的営業年数が5年以上であること。

カ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成25年2月8日から同年3月8日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁舎6階）

島根県総務部消防防災課防災情報グループ

電話 0852-22-5889

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成25年 2 月 15 日 10 時から

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 (島根県庁舎 6 階)

島根県総務部消防防災課防災センター室

4 提案競技参加資格確認手續に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加申込書 1 部

イ 会社概要書又は経歴書 1 部 (共同企業体の場合は、構成員全てについて各 1 部)

ウ 法人登記簿謄本又は身分証明書 1 部 (共同企業体の場合は、構成員全てについて各 1 部)

エ 県税に係る納税証明書 1 部 (共同企業体の場合は、構成員全てについて各 1 部)

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1 部 (共同企業体の場合は、構成員全てについて各 1 部)

カ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001 の認証取得登録証の写し 1 部

キ 協定書 1 部 (共同企業体の場合のみ)

ク 提案競技参加資格に関する事項における防災関係システムの開発整備及び運用保守の受注実績

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

4 の(1)に定める書類について、平成25年 3 月 8 日午後 1 時まで (郵送の場合は書留とし、同日の午後 1 時までに必着のこと。)

ウ 提出先

3 の(1)のイに同じ。

5 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成25年 3 月 12 日付けで、郵送にて通知する。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。

(2) 提出期限は、平成25年 2 月 22 日午後 1 時までとする。

(3) 質問に対する回答は、平成25年 3 月 1 日までにファクシミリ又は電子メールにより通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案競技参加資格確認審査において参加資格を認められた者は、提案競技実施要領に定めるところにより提案書を提出すること。

(2) 提案書の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年 3 月 20 日午後 1 時まで (郵送の場合は書留とし、同日の午後 1 時までに必着のこと。)

ウ 提出先

3の(1)のイに同じ。

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領（提案競技説明書）による。

8 選定方法

(1) 第3期島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、第3期島根県総合防災情報システムの開発整備及び運用保守業務受託者を特定する。

(2) 提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額及び運用保守費の参考額及び仕様書に定める経費の範囲内であり、かつ仕様書に規定している必須要件を全て満たしている提案書についてのみ評価し、次の点を主に考慮する。

ア システムの操作性及び閲覧性

操作や運用が簡単か。利便性を高める提案があるか。WEBアクセシビリティに配慮した上で閲覧しやすいか。

イ システムの安定性

ハード、ネットワーク、設置環境等における障害に対する稼働性が確保されているか。情報セキュリティに対する信頼性が確保されているか。重要性の高い情報の受伝達方法について配慮されているか。

ウ システムの保守性、管理性及び可変性

保守やバージョンアップについての考え方。障害対応のしやすさ。基本的なデータの変更への対応可否。設備の拡張性等に配慮されているか。

エ システム開発・運用の確実性

提案者の開発体制や開発用法に問題はないか。適切な管理への配慮がされているか。

オ システム開発整備・運用保守費用

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング等を行う。

ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途連絡する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、平成24年度2月補正予算及び平成25年度当初予算において予算措置がなされた場合に限り、予算の範囲内で契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払い

前金払いは、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要項による。

12 問合せ先

3の(1)のイに同じ。

13 Summary

- (1) Service Required : Third Stage Shimane Prefecture Anti-Disaster Information System Development and Maintenance Work
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 20 March 2013, 13 : 00
- (3) For further details, please contact : Shimane Prefecture Fire and Disaster Prevention Division
1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, JAPAN Ph : 0852-22-5889